特定権利利益	対象者	延長後の満了日
建設機械抵当法（昭和二十九年法律第九十七号）第八条の規定に基づく建設機械の登記用紙の閉鎖がされないこと	当該建設機械に係る所有権の登記の登記名義人であって、平成二十三年東北地方太平洋沖地震に際し、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）に住所を有するもの	平成二十三年八月三十一日

法務大臣　江田　五月
国土交通大臣　大畠　章宏

○法務省・国土交通省告示第一号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。

平成二十三年四月一日

法務大臣　江田　五月

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
工場抵当法（明治三十八年法律第五十四号）第八条第三項（他の法令で準用する場合を含む。）の規定に基づく工場財団の消滅がされないこと（同法第四十四条ノ二（他の法令で準用する場合を含む。）の規定による登記をした場合を除く。）	当該工場財団に係る所有権の登記の登記名義人であって、平成二十三年東北地方太平洋沖地震に際し、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）に住所を有するもの	平成二十三年八月三十一日

法務大臣　江田　五月

○法務省告示第百五十三号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。

平成二十三年四月一日

法務大臣　江田　五月

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
工場抵当法第十条（他の法令で準用する場合を含む。）の規定に基づき工場財団の所有権保存の登記の効力が失われることがないこと	当該工場財団に係る所有権の登記の登記名義人であって、平成二十三年東北地方太平洋沖地震に際し、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）に住所を有するもの	平成二十三年八月三十一日

法務大臣　江田　五月

○法務省告示第百五十四号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。

平成二十三年四月一日

法務大臣　江田　五月

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
工場抵当法第十条（他の法令で準用する場合を含む。）の規定に基づき工場財団の所有権保存の登記の効力が失われることがないこと	当該工場財団に係る所有権の登記の登記名義人であって、平成二十三年東北地方太平洋沖地震に際し、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）に住所を有するもの	平成二十三年八月三十一日

法務大臣　江田　五月

○外務省告示第百十九号

平成二十三年三月十六日にマセルで、太陽光を利用したクリーンエネルギー導入計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がレソト王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　太陽光を利用したクリーンエネルギー導入計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　二億九千七百万円
3　贈与の供与期限　平成二十四年三月三十一日まで
4　署名者
日本側　小澤俊朗在レソト大使
レソト側　モシャビ・ケネス・ツェコア外務・国際関係大臣

平成二十三年四月一日

外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第百二十号

平成二十三年三月十六日にマセルで、中等学校建設・施設改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がレソト王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　中等学校建設・施設改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　十億六千九百万円
3　贈与の供与期限　平成二十四年三月三十一日まで
4　署名者
日本側　小澤俊朗在レソト大使
レソト側　モシャビ・ケネス・ツェコア外務・国際関係大臣

平成二十三年四月一日

外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第百二十一号

平成二十三年三月十七日にカトマンズで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がネパール連邦民主共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入
2　贈与額　十億円
3　贈与の供与期限　平成二十三年三月三十一日まで
4　署名者
日本側　水野達夫在ネパール大使
ネパール側　ラメショア・プラサド・カナル財務省次官

平成二十三年四月一日

外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第百二十二号

平成二十三年三月十七日にバクーで、貧困農民支援に関する次の概要の書簡の交換がアゼルバイジャン共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　二億六千万円
3　贈与の供与期限　平成二十四年三月三十一日まで

附　則

この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年五月十六日

法務大臣　江田　五月

○法務省告示第百十八号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。

平成二十三年五月二日

法務大臣　江田　五月
国土交通大臣　大畠　章宏

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
建設機械抵当法（昭和二十九年法律第九十七号）第八条の規定に基づく建設機械の登記用紙の閉鎖がされないこと	当該建設機械に係る所有権の登記の登記名義人であって、平成二十三年東北地方太平洋沖地震に際し、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）に住所を有するもの	平成二十三年八月三十一日

法務大臣　江田　五月
国土交通大臣　大畠　章宏

○法務省・国土交通省告示第一号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。

平成二十三年四月一日

法務大臣　江田　五月
国土交通大臣　大畠　章宏

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
建設機械抵当法（昭和二十九年法律第九十七号）第八条の規定に基づく建設機械の登記用紙の閉鎖がされないこと	当該建設機械に係る所有権の登記の登記名義人であって、平成二十三年東北地方太平洋沖地震に際し、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）に住所を有するもの	平成二十三年八月三十一日

法務大臣　江田　五月
国土交通大臣　大畠　章宏

○外務省告示第百十九号

平成二十三年三月十六日にマセルで、太陽光を利用したクリーンエネルギー導入計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がレソト王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　太陽光を利用したクリーンエネルギー導入計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　二億九千七百万円
3　贈与の供与期限　平成二十四年三月三十一日まで
4　署名者
日本側　小澤俊朗在レソト大使
レソト側　モシャビ・ケネス・ツェコア外務・国際関係大臣

平成二十三年四月一日

外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第百二十号

平成二十三年三月十六日にマセルで、中等学校建設・施設改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がレソト王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　中等学校建設・施設改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　十億六千九百万円
3　贈与の供与期限　平成二十四年三月三十一日まで
4　署名者
日本側　小澤俊朗在レソト大使
レソト側　モシャビ・ケネス・ツェコア外務・国際関係大臣

平成二十三年四月一日

外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第百二十一号

平成二十三年三月十七日にカトマンズで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がネパール連邦民主共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入
2　贈与額　十億円
3　贈与の供与期限　平成二十三年三月三十一日まで
4　署名者
日本側　水野達夫在ネパール大使
ネパール側　ラメショア・プラサド・カナル財務省次官

平成二十三年四月一日

外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第百二十二号

平成二十三年三月十七日にバクーで、貧困農民支援に関する次の概要の書簡の交換がアゼルバイジャン共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　二億六千万円
3　贈与の供与期限　平成二十四年三月三十一日まで